

# 令和 8 年度一般バス車両外注点検整備（単価契約）仕様書

1. 引き取り受け渡し場所 松江市交通局（松江市平成町 1 7 5 1 - 2 1）
  
2. 点検予定車両台数 12 ヶ月法定点検 (大型車) 8 台  
(中型車) 42 台  
  
3 ヶ月法定点検 (大型車) 8 台×3 回  
(中型車) 42 台×3 回

**(注:点検車両台数はあくまで予定であり保証するものではない)**

3. 対象車両 (別紙 1)
  
4. 発注及び車両の引き取りから受け渡しについて
  - (1) 発注は FAX にて翌月分の発注を行い、受注業者は、「FAX 受信の確認」を当局担当まで行うものとする。
  - (2) 車両の引き取りから、受け渡しの間を受注業者責任において実施すること。
  - (3) 期間は、12 ヶ月法定点検 4 日、3 ヶ月法定点検 1 日（休業日は含まない）とし、初日または当日午前中で引き取り、追加整備の報告、部品発注を行うものとする。整備内容等により日数に変更が生じる場合は両方で協議する。
  
5. 作業内容  
事業用分解整備記録簿の点検項目に従い 12 ヶ月法定点検（ホイールボルト、ナット及びハブ当り面の磨耗損傷状態の点検含む）の実施と前後軸ブレーキシュー脱着清掃給油、ホイールシリンダーまたはエキスパンダーの整備、ハブオイルシール交換及びハブグリス交換を行う。3 ヶ月法定点検（ホイールボルト、ナットの損傷状態の点検含む）はブレーキクリアランスが自動調整式ではない車両は、ブレーキ調整も行う。点検時、不具合箇所が発見された場合は当局担当者に連絡し指示を仰ぎ、修理必要な場合、別料金にて修理を行うものとする。なお、レバレート（1 時間あたりの工賃）8,000 円で計算する。
  
6. 検収  
受け渡しに際しては、点検整備記録簿の写しを提出し、当局係員の確認を受けること。
  
7. 代金支払い方法  
契約者は、当月分該当車両点検整備完了の翌月 10 日までに支払請求書を当局へ提出するものとする。当局はその支払請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。
  
8. その他  
疑義が生じた場合は、当局係員の指示に従うものとする。